大切な人をなくした人のための権利条約



第1条 悲しんでもいい 落ち込んでもいい

「がんばらないと」「心配かけてはいけない」と 気丈にふるまっているかもしれません でも時に自分の心の奥にある声に耳を傾けてみてください 悲しいときは悲しみ 落ちこむことがあっても自然なことです

第2条 自分を許してもいい

「わたしが悪かったんだ」 と 自分を責めてどうしようもないとき 「どうにもできないことがあったんだ」 ということを認めてもよいのです 自分を責めるのは あなたにとって その人の存在がそれほどまでに大事だった証です

第3条 考えない 思い出さないときもいい

死や失ったことを直視しないのもまた自由です 辛いから考えたくない 思い出したくない そんな時は いま自分が打ち込めることに力を そそげばよいのです 考えられるとき 思い出したいときに そうすれば よいのです 亡くなった人はそんなあなたを責めないでしょうから

第4条 自分を大切に

「みんな大変だから」と思い 我慢をすることも尊いことですでも自分がつぶれてしまうほどの我慢はどうでしょうか大切なのはあなたがあなたらしく生きてゆけること自分を大切にすることに許しを与えてもよいのです

第5条 助けてもらうこと

「お互いさま」

だれもがいつかは大切な人をなくし、苦しいときがありますだからいま 辛いのなら 支えてもらってもよいのです そして今度は 誰かにその恩を返したり 恩送りすればよいのです「助けて」は悪いことではありません

第6条 みんなちがって それぞれにいい

同じことを前にしても 感じ方はちがいます 人それぞれであるということ どちらが重たくて どちらが軽いということは 本当はありません ただ「そう感じている」ということが真実なのです 感じるままに ちがいをちがいのままに

第7条 自分の人生を歩んでいい

自分の人生を生きること たのしい時間をもつこと 時になくした人を忘れていること それはなくした人を置いていくことではありません 失った相手の存在とともに あなたの人生を 歩んでいくことはきっとできます



